# 令和 4 年度国外研修報告書

「広告規制の研究(民法からみた医事法・消費者法の研究)」

研修先:ウィスコンシン大学ロースクール

研修期間:令和4年8月24日~令和5年8月24日

研修協力者:ジョン・オーネゾルゲ教授

(国外研修員)

学部 地域共創学部

職名 准教授

氏名 岡田 希世子

## 広告規制の研究(民法からみた医事法・消費者法の研究)

岡田希世子

### 1. 国外研修期間・場所

2022 年 8 月 24 日~2023 年 8 月 24 日まで、ウィスコンシン大学ロースクールに訪問研究員として、アメリカのウィスコンシン州マディソンに滞在した。

#### 2. 当初の計画

私はこれまで、民法の観点から、医事法および消費者法についての研究を行ってきた。 最近では、医療に関する広告についての研究を行っている。特に、インターネット上の医療 広告については、現在の我が国の規定では対応できずに、様々な被害が生じている。そこで、 インターネットの規制が先行しているアメリカの規制のあり方を研究し、我が国への規定 の在り方を検討したいと考えていた。アメリカでは、広告規制は、基本的に各州の規定があ る。そして、連邦機関としてFTC(連邦取引委員会)があり、広告に関してFTC法5条が 「不公正で欺瞞的な」広告を禁止している。このほか、消費者レビュー公正法などいくつか の法が存在する。アメリカでは、このような法規制、FTC等による実際の取り締まりの方 法などの研究ができると考えていた。

また、我が国において医療保険制度が適用されない「自費医療」の分野、特に「補助的医療」についての研究も行いたいと考えていた。アメリカの医療においては、この補助的医療の割合が年々増えており、日本においても需要が高まっているにも関わらず、法整備が全く整っていないのが現状である。そこで、アメリカの補助的医療に関する法整備に関する研究を行う予定であった。

私が、研修先としてウィスコンシン大学ロースクールを選定した理由は、広告規制に関わる契約法、不法行為などの基本的な科目を学ぶことができ、医事法および消費者法に関する教授も在職していることに加え、アジアに造詣が深い大学であることから、研修する大学として適切であると判断したためである。さらに、大学があるマディソンはとても安全な場所であるため、家族で行く地としてふさわしいと考えたからである。

#### 2. 研修概要

私が初めてウィスコンシン大学ロースクールに足を運んだのは、オリエンテーションであった。オリエンテーションは、同年8月29日に2022年度から入学したLL.M.(Master of Laws)コースの学生と訪問研究員を対象としたオリエンテーションと会食会、その後、ウィスコンシン州会議事堂ツアーで構成されていた。同時期の訪問研究員は、インドおよび南アフリカのロースクールの学生、オーストラリアの法学教授など総勢5名であった。LL.M.(Master of Laws)コースの学生は、タイの大学生、中国の弁護士、ウズベキスタンの学生など10名ほどが入学した。このオリエンテーションを通じて、世界各国の友人ができ

たことは、その後の研修生活でとても助けとなった。また、訪問研究員は、ロースクール図書館の地下にあるキャレルを 1 人につき 1 つ与えられていた。そして、ロースクールの図書館やウィスコンシン大学のすべての図書館を利用できるとともに、豊富な法律文献のデータベースをすべて利用できるアカウントを発行されていた。このアカウントがあれば、家からでもデータベースに繋ぐことが可能であり、図書館でも家でもどこでも研究を進めることができたことは、研究の助けとなった。

まず、広告規制を研究する前提として、アメリカ法を勉強し直すことにした。なぜなら、これまで自分の研究に必要なアメリカ法について勉強したことはあったが、体系的にアメリカ法を勉強したことがなかったからである。ウィスコンシン大学のロースクールのコースは、アメリカの学生などが法曹資格の取得を目指す J.D. (Juris Doctor) コースと、J.D.修了生あるいは J.D.相当の法学教育を外国で受けた人を対象とし、主に留学生が受講する LL.M.(Master of Laws)コースがあるが、それぞれ開講している授業が異なることはなく、同じ授業の中からそれぞれ必要な科目を受講するスタイルである。そして、訪問研究員は、ロースクールの授業を聴講することができる。つまり、各コースの学生および訪問研究員が同じ授業を一緒に受講するという状況である。ロースクールの授業は、主要な講義は週に 2回、各 2 時間で設定されており、授業前には予習として教科書を 10 ページ以上読む課題があるため、研究協力者のジョン・オーネゾルゲ教授や他の訪問研究員から講義を聴講する科目数は、学期ごとに 1~2 科目を受講することを勧められた。そこで、ロースクール生の 1年生科目である「契約法」を秋学期に、「不法行為」と 2 年生以上科目である「医事法」を春学期に受講することにした。

秋学期は2022年9月7日から開始された。契約法の授業を週2回受講し、さらにウィスコンシン大学が訪問研究員対象に開催していた ESL クラスに週2回参加した。契約法の講義では、担当教授がパワーポイントを使わず、準備した紙を OHP (オーバーヘッドプロジェクター)でスクリーンに映し、そこにペンで書き込む形式で進んでいった。ところが、教授の英語が聞き取れない上に、紙に書き込まれた字がとても癖があり判読できず、かなり苦労した。さらに、授業中に学生は質問があるといつでも手を挙げて質問をし、教授と議論を行うが、特に学生の話している言葉が聞き取れなかった。

ところで、日本では、広告の問題として、消費者が広告に誘引され契約を締結することが問題となっているため、契約から如何に解放されるかが争点となる。ところが、アメリカの契約法を学んでいくと、契約からの解放の問題はあまり出てこない。アメリカは「契約社会」であると言われているため、契約の拘束力が強いだろうと考えていた。しかし、日本とアメリカを比較すると、日本の方が契約の拘束力が強いことが分かってきた。さらに、アメリカで生活をしていると分かってきたことだが、アメリカの会社のサービスで、「返品が容易である」という文化があるため、買ったものを簡単に返品できる。これは、Amazon等のインターネットやターゲット等のスーパーでも、どこで購入してもすぐに返品でき直ちに返金

してくれる。そのため、広告で誘引されたとしても、返品すれば問題は解決するため、当初考えていたような問題がアメリカで生じていないことが分かってきた。問題となっているのは、不公正または欺瞞的な契約等であるが、これは契約上の責任だけではなく、不法行為で解決していることが分かってきたため、当初予定していた研究は、アメリカ契約法からではなく、春学期から始まる不法行為の講義を受講することを通じて、研究を進めるべきだという考えに行きついた。

春学期は2023年1月15日から開始された。ここでは、不法行為の授業を週に2回、医事法の授業を週に1回受講することにした。さらに、私たち家族はウィスコンシン大学の寮であるイーグルハイツに住んでいたが、イーグルハイツのコミュニティセンターで教会が開催していた ESL クラスに週2回参加することにした。不法行為の授業は、医事法も専門としている教授のクラスを受講した。日本の不法行為とアメリカの不法行為は類似点が多く、自分の英語能力が向上した結果、教授の話を理解することができ、とても有意義な時間を過ごすことができた。アメリカ不法行為の勉強を進めていくと、自分の研究の方向性は、不法行為の特別法である製造物責任法にその答えがあることが分かってきた。そこで、不法行為法の担当教授などに質問をしつつ、広告・表示・情報提供に関する製造物責任法の研究を進めた。

なお、ロースクールにおける授業の参考に、報告書末尾に不法行為法の第1回目のレジュメを付した。パワーポイントは50枚もあるため、両面で印刷をしている。

#### 3. 今後に生かすこと

国外研修を通じて得たことについて、いくつか挙げていく。まず、アメリカに1年間住んだことによって、アメリカの文化に触れることができたことが大きい。なぜなら、法律の理解には、アメリカの常識や考え方の理解が不可欠であるからである。また、子供も一緒に渡米したため、アメリカの小中学校や病院事情など、自分一人では分からなかった様々なアメリカの様子を垣間見る機会を得た。たとえば、子供の病院の予約を取るだけでかなりの労力を要したが、病院や医療費のことについて知ることができたことは、医事法を研究するうえで貴重な体験になったと言える。さらに、キリスト教の考えが法律を解釈するために必要であると気づいたため、最後の2か月間で聖書の勉強会に参加した。これらの経験は、机上の勉強だけからは理解することができないため、今後の研究に役に立つ貴重な機会になったと考えている。

次に、アメリカの契約法と不法行為を一から勉強する機会を得たことである。これまで一部分しか理解していなかったことが、全体的に勉強する機会を得たことで、誤解していたことや研究すべき点を見出すことができた。自分の研究を一から見直すことができたのはとても良かったが、その一方で専門的な深い研究を行うことはできなかったため、これから、製造物責任法等の研究を進め、健康食品等の被害や医療機器の不具合、AIによって生じた責任を誰が負うのかなどの新たな研究を進めていく予定である。国外研修で得た広告・表

示・情報提供に関する知見に基づき、年度内もしくは来年度には本学の紀要に論文を執筆する予定である。

#### 4. おわりに

最後に、私たち家族が住んでいたウィスコンシン州は、冬には-30 度になるなどとても 寒かった。しかし、私は福岡に生まれ福岡以外に住んだことがなかったため、大雪や湖が凍 るなどの経験も含め、アメリカ社会で生きていくことについて様々なことを知ることがで きた。住んでいたマディソンは大学街のため、とても安全で、差別もなく、人がとても親切 で住みやすかった。さらに、ウィスコンシン大学は、州立大学の中でレベルが高く世界的に も有名であり、世界各国から訪問研究員が訪問している大学であったため、訪問研究員受け 入れ環境が整っていたこともウィスコンシン大学を研修先として選択して良かった点であ る。

以上より、アメリカ生活で得たことは、研究についての新たな視点と、異文化を経験した ことであると感じている。このような経験をさせていただき、大学にはとても感謝している。 今後は、これらの知見を、大学や研究に還元していくように努力してく所存である。